

千代田区議会国内行政調査実施要綱

(平成 20 年 4 月 30 日 議長決裁)

改正 平成 20 年 10 月 15 日 議長決裁

改正 平成 25 年 2 月 26 日 議長決裁

千代田区議会は、区民に最も身近な議会として、常に透明性の確保に努めるなど、開かれた区議会として議会活動の推進に努めている。

さらに、地方分権の一層の加速により、自己決定権や自己責任がこれまで以上に拡充されたことにより、地域特性を踏まえた行政サービスによるさらなる区民福祉の向上が求められている。このような中で、団体意思決定機関として区議会の果たす役割は、ますます重要なものとなっている。

本区議会では、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）の定めるところにより、国内都市の行政調査を有効かつ効率的なものとするため、これまでの行政視察のあり方について根本から検討・見直しを行い、さらなる区民福祉の向上に資するため、この要綱を定める。

(目的)

第 1 条 本区におけるさまざまな行政課題の調査や委員会の抱える懸案事項の解決の参考とするため、先進的な施策を展開する自治体の事例等を現地で調査することは、机上の論議では果たすことができない機会として、多くの効果が期待できる。

そこで、調査が真に実効性のあるものとなるよう、委員又は議員を国内の各都市へ派遣（以下「国内行政調査」という。）する際に、必要な事項を定めることを目的とする。

(国内行政調査の形態)

第 2 条 国内行政調査は、法第 109 条第 2 項及び第 3 項に規定する調査として委員を派遣するもので、形態は概ね次のとおりとする。

(1) 委員会（特別委員会を含む。以下この項において同じ。）が所管する行政課題及び懸案事項（以下「調査事項」という。）を調査するため、委員を派遣するもの

(2) 委員会が合同で、調査事項を調査するため、委員を派遣するもの

(3) 委員会の一部の委員を、調査事項を調査するため、派遣するもの

(平 25・2・26・一改)

2 国内行政調査は、前項に定めるもののほか、法第 100 条第 13 項により議員を派遣するものを含み、その形態は次のとおりとする。

(1) 国、他の地方公共団体及びその他公的団体等が主催する研修会等へ参加するもの

(2) その他、議長が必要と認める調査・研究等に議員を派遣するもの

(平 20・10・15・一改)

(承認・決定)

第3条 前条第1項による調査は、千代田区議会会議規則（以下「規則」という。）第70条の規定により、議長の承認を得なければならない。

2 議長は、前項の規定により承認した場合は、議会運営委員会において報告するものとする。

3 前条第2項による調査等は、規則第125条の規定により、議会の議決で決定する。ただし、閉会中は議長が決定することができる。

(平25・2・26・一改)

(事前調査等)

第4条 国内行政調査にあたっては、調査事項の目的に沿い、次の各号に定める事前調査等を行うものとする。

(1) 企画にあたっては、調査提案書を受けるとともに、事前準備（調査・勉強会）を十分に講じるなど、委員の共通認識の上で行うものとする。

(2) 調査事項について、調査活動に活用するため、必要に応じ専門家等の意見等を聞くことができる。

(3) 調査にあたっては、必要に応じ調査事項の役割分担を決めて行うものとする。

(事前公表)

第5条 国内行政調査の計画及び内容は、区議会ホームページ等を活用し、公表に努めるものとする。

(報告書等)

第6条 国内行政調査の結果を区政に反映するため、国内行政調査報告書（以下「調査報告書」という。）を速やかに作成し、議長に報告する。

2 調査報告書は、区議会だより、区議会ホームページ等を活用し周知に努める。

3 調査報告書は、議会図書室および千代田図書館に置き、公開に供する。

4 調査報告会を求めに応じ開催することができる。

5 調査の実施に際し、委員の受入れなど協力を得た地方公共団体には、原則として調査報告書を送付するものとする。

(経費)

第7条 国内行政調査の実施にあたっては、議会においても法第2条第14項の規定により、最少の経費で最大の効果をあげられるよう、不断の努力と工夫に努めなければならない。

2 国内行政調査の経費は、当該年度の予算の範囲内とする。

(欠席の届出)

第8条 第2条第1項による調査に出席すべき委員が、疾病、災害、家族の看護又は介護出産その他正当な理由により出席できないときは、事前にその理由を付け、議長又は委員長に届け出なければならない。

2 前項の規定により届け出た委員は、分担された調査事項を、他の委員

に依頼するものとする。

(その他)

第9条 国内行政調査は、区政の抱える課題の解決に向け、積極的な姿勢で調査に臨むことを常に心がける。

2 国内行政調査の実施期間においても、千代田区民の代表としての自覚と責任を持ち昼夜を問わず言動には十分留意し、信用失墜の原因となるような行動は厳に慎むこと。

3 議長は、調査項目について共通認識を持ち、調査結果を施策に反映できるように、当該部署の議事参与の同行を区長に依頼できるものとする。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、国内行政調査に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成20年5月1日から適用する。

2 千代田区議会国内視察実施要綱(平成6年5月31日議長決裁)は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成20年10月15日から適用する。

附 則

1 この要綱は、平成25年3月1日から施行する。

2 改正後の千代田区議会国内行政調査実施要綱第3条第3項の規定は、平成24年11月20日から適用する。